

令和4年度  
第9回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和4年12月5日(月) 午後1時30分～午後3時22分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(12月28日公告)の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	植木 登夫		○	13	明賀 美伸	○	
2	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀		○

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	松島 寛治		○
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	藤原 直人		○
出張所長	森田 一徳		○	(比和出張所)			
主任	細川 美加	○		出張所長	坂口 登		○
				主任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也		○	出張所長	亀山 慎也		○
主任	仲田 順一		○	主任	光永 稔彦		○

<p>事務局長</p>	<p>ただ今より、令和4年度第8回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日は1番植木委員、24番名越委員の欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。</p> <p>(挨拶)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は22名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。4番木村委員さん、5番三吉委員さん、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議題に入る前に前回総会の5条受付番号22～24の太陽光発電への転用事案の、許可にあたって確認をすることとした事項について事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>前回総会の総領町の3件の太陽光で「1筆を分割して転用するのは大丈夫なのか？」という質問がありました。</p> <p>広島県農業会議の相談員に確認したところ、一筆が違う用途に転用されても、一筆全体が必要な用途に使われる計画での転用申請は問題ないのですが、太陽光発電設備の場合については、少し変わってきていることがわかりました。参考資料をご覧ください。 経済産業省 資源エネルギー庁のホームページの資料となります。</p> <p>お知らせ欄に記載があるとおり、非FITの太陽光をあえて50kw未満の出力ごとに分割し、本来適用させるはずの電気事業法における保安規制を回避している疑義のある案件の契約申し込みが急増していることから、電気事業法施行規則を改正し、令和4年4月1日から施行されることとなりました。</p> <p>4月1日以降に申し込まれるものなどは、この規制に基づく審査の対象となります。</p> <p>この審査は、中国地方では、一般送配電事業者である中国電力ネットワーク株式会社が行います。</p> <p>広島県から経済産業省に確認をしていただき、3月以前に申し込み等が行われている場合、従前の例によることとされ、4月1日以降のものは、規則通り厳正に審査が行われているとのことでした。</p>

<p>議長</p>	<p>前回の総領町の太陽光の案件ですが、電柱への接続の手続きが、令和3年11月30日に中国電力ネットワーク株式会社との系統連系の審査後の工事負担金の請求、そして同日、それぞれの負担金を、転用事業者の株式会社ウエストエネルギーソリューションから中国電力に支払いが完了しておりました。このような場合は、従前の例によるとのことでした。</p> <p>その回答を受け、会長代理、会長に報告し、許可書の発行を行ったという経過になっております。</p> <p>現在、この太陽光は90%完成して後は電柱への系統連系を待つみの状況です。</p> <p>今の報告について何か質問はございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは議案に移らせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。</p> <p>受付番号50から61の12件について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況、受付番号60については譲受人が農地所有適格法人に該当することを説明 以下略)</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは「農地法第3条の規定による許可申請」について受付番号50から61の12件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは受付番号50から61の12件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p>

議長	<p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画(12月28日公告)の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和4年11月期の申し出分については、「令和4年12月28日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>今回は利用権設定(一般分)が合計11件52,403㎡、農地中間管理事業分が合計8件55,108となっております。</p> <p>以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p> <p>今回の農地中間管理事業分について、今までの案件のような農用地利用集積計画と農用地利用配分計画の2つを用いた手続き方法ではなく、農用地利用集積計画のみを用いた一括方式と呼ばれる手続き方法になっておりますので、違いについて説明をいたします。</p> <p>従来は農地の出し手から機構への貸し付けを農用地利用集積計画で、機構から受け手への転貸を農用地利用配分計画で行って行っておりましたが、一括方式ではこの2つの権利関係を1つの集積計画に記載します。</p> <p>手続きの流れで何が変わるのかといいますと、従来の方法だと農用地利用集積計画を農業委員会が承認して本市農業振興課が公告、そして農用地利用配分計画について農業委員会の意見聴取をした後に、県知事が認可・公告をして、契約成立となっておりますが、一括方式では先に県へ協議を行って同意を取り、農用地利用集積計画を農業委員会が承認して本市農業振興課が公告することで契約成立となります。</p> <p>従来使われていた農用地利用配分計画が農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、令和5年3月末で廃止されるので、農用地利用集積等促進計画に移行するまでの経過措置として令和6年まで手続きが可能な、一括方式の方法に順次移行していくと聞いております。</p> <p>今回は農地中間管理機構からの転貸が株式会社宝郷様へ17,699㎡、株式会社vegeta様へ8178㎡、前垣 忠義様へ10,180㎡、松本 一夫様へ12,600㎡、農事組合法人くまの様に6,451㎡となっております。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。 皆様よりご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。</p>

	(なしという声)
議長	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画の決定」について、提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。</p> <p>受付番号25から32の8件について事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>受付番号25~29(同事業のため一括で説明)</p> <p>位置等：説明資料の4~9ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外不要</p> <p>その他：系統連系のための新增設工事を3月31日までに申し込んでいることを確認</p> <p>現地確認の際に転用事業と、譲渡人2名に立ち合ってもらい、排水計画に関する書類を提出していただくことになった。(提出済み)</p> <p>受付番号30・31(同事業のため一括で説明)</p> <p>位置等：説明資料の4・61ページに記載</p> <p>転用事由：資材置き場、重機置場、施工ヤード及び工事用道路</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：一時転用のため不要</p> <p>その他：一時転用(期間6か月)</p> <p>受付番号32</p> <p>位置等：説明資料の4・62ページに記載</p> <p>転用事由：資材置き場、駐車場</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p>

<p>議長</p>	<p>除外手続：一時転用のため不要          その他：受付番号 30・31 と同様の工事のための一時転用(期間 6 か月)</p> <p>以上で説明が終わりました。          ここで皆様よりご質疑・ご意見を受け付けます。          何かございますか。</p>
<p>4 番木村委員</p>	<p>受付番号 25～29 の資料の Gmail の画面について、接続契約日が 7 月 14 日、受給開始予定日が 8 月 31 日となっているが、これはどういう日にちなのか。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>手続きの流れといたしましては、まず中国電力株式会社へ新增設工事申込みをされ、今回の場合受付完了日が 2 月 24 日となっています。こちらではその時点での竣工予定日が記されています。</p> <p>中国電力株式会社が受付をして中国電力株式会社から中国電力ネットワーク株式会社へ申し込みがなされて、審査が行われて申請者へ返信がされるような流れになっております。</p> <p>接続契約日は審査が完了した 7 月 14 日で、物事が進んで受給開始予定が 8 月 31 日なのだと思えます。</p>
<p>4 番木村委員</p>	<p>8 月 31 日に受給開始していいよという許可なら今出ている転用申請とはどういう関係なのか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>恐らく申込をされる際に受給開始日を 8 月で入れられたのだと思いますが、今回出しているように農地法の許可が必要なので工事はできておりません。</p> <p>受給開始は 8 月 31 日ですよという内容のメールが来ていますが現物がございませんので受給開始はできていないのが現状です。</p> <p>農地法の許可が下りて工事をして完了した後が実際の受給開始の日になると理解しております。新增設工事の申込みをされた際に農地法の許可があることを認識されていたのかは分かりませんが、日にちはそういうことかと思えます。</p>
<p>5 番三吉委員</p>	<p>太陽光について、始めは経産省が関わってそこが全部審査して電力会社へ繋いでいた場合には許可の下へ農地法の許可が下りるのが前提ですよという文が入っていた。</p> <p>非 FIT では国が補助しないから、それぞれの事業所が法手続きに基づいてやりなさいと言いついたら、分割しての案件が増えたから規制が入った。</p> <p>木村さんの質問からいうなら上物の電気をつなぐのは業者から中国電力や中国電力ネットワークとのやり取りで、農地からの転用と所有権移転は 5 条なわけです。5 条許可がな</p>

議長	<p>いと上と下の両方の権利を持ってない。  農業委員会から言えば、本当に 10,000 m<sup>2</sup>近い農地を太陽光発電設備にすることがいいのかどうかの審査は農業委員会の権利です。  排水はどうなるのかなどは農業委員会が審査して後に支障がないようにしないとイケない。現地を見てよく分からないから地権者や業者を呼んでトラブルがないようにしてくださいという指導を今回はしたような経緯があります。  あくまで農地の権利移動の部分は農業委員会の許可がいるということです。</p> <p>他にございせんか。</p>
議長	<p>今回、大坂の業者、行政書士、地権者の方、話を取りまとめられた方たちが現地に集合されて、私と三吉委員さん、事務局で色々質問させていただいてこの資料ができております。</p> <p>一番心配なのは出来た後のことまで考えてやらないとイケないことです。三吉委員さんが排水計画や電線が他の方の土地を通るかもしれないのではないかな等、そういうことまで考えて質問されておりました。</p> <p>今後も太陽光の案件が出てくるかと思いますが書類揃っているからいいやではなくて、後々トラブルが起きないようにしっかりとやっていただきたいと思います。</p>
議長	<p>他にございせんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第5条の規定による許可申請」について受付番号 25 から 32 の 8 件を一括で採決をしたいと思います。これにご異議はございせんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは受付番号 25 から 32 の 8 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数、許可されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第4号「非農地証明申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号 36 から 39 の 4 件について、事務局から説明をお願いします。</p>



<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 36</p> <p>位置等：説明資料 63・64 ページに記載</p> <p>潰廃事由：両親が高齢により管理できなくなり、相続してからも管理しなかったため原野化した。</p> <p>現地確認：現地は草木が生い茂っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 37</p> <p>位置等：説明資料 63・65 ページに記載</p> <p>潰廃事由：農地転用の許可が必要であることを分かっておらず、隣地に住宅を建築した際から庭として利用している。</p> <p>現地確認：現地は庭として利用されており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>その他：顛末書の添付あり。</p>
<p>事務局員 (口和出張所)</p>	<p>受付番号 38</p> <p>位置等：説明資料 66～69 ページに記載</p> <p>潰廃事由：1092 番 1：農道が狭くトラクター等の機械が入らないため、山林となった。</p> <p>1188 番：1.3 km上流から山肌に手堀の水路で取水していたが、老朽化により管理ができなくなった。急傾斜の山中に墓があり墓参りが難しくなったので、当該地に墓地を整備し、花木を植栽した。</p> <p>1189 番 1、1191 番：自宅を新築する際自宅裏を広く空けるため、機械で切り崩し、花木を植栽し、庭にした。</p> <p>1214 番 3：県道改良工事の残地として残り、防火水槽の管理道として利用している。</p> <p>1210 番 2：養豚経営の規模拡大に伴い堆肥舎を建築し、のちに車庫兼倉庫を新設した。</p> <p>1217 番：石が多く機械を入れての耕作が難しくなり原野化した。</p> <p>現地確認：1092 番 1 番は斜面の上に土地があり山林化しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>1188 番、1189 番 1、1191 番は墓地の設置や庭としての石積や植栽がしてあり農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>1214 番 3 は地域の防火水槽の管理道として利用されており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>1210 番 2 は農業用車庫兼倉庫として利用されており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>1217 番は表土がほとんどなく石がむき出しになっているため、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>

<p>議長</p>	<p>その他：顛末書の添付あり。</p> <p>受付番号 39 位置等：説明資料 66・70・71 ページに記載 潰廃事由：申請者が身体障害となり、管理ができなくなり原野化した。また、農道が狭く大型機械が使用できない。 現地確認：現地は木々や笹が繁茂し原野化しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。</p>
<p>5 番三吉委員</p>	<p>受付番号 38 について、3 条の息子へ贈与するというのと同じ方だから農地として活用する部分と既に農地でない部分を整理したのだと想定できるが、7 件の内人為的かい廃時期が何段階にもある。ということは 4 条申請の機会が何回もあったのにそれをせずに 1000 m<sup>2</sup> くらいの土地が宅地になっている。 養豚農家からすると 700 やら 1000 くらいの面積はたいしたことないのかもしれないが、通常で言えば大きい面積なので、もう少し気を付けてほしい。 単に顛末書があれば整理できるとするのではなく、畜産業で自分の所有している農地を有効に活用するために転用することは問題ないのだから、法手続きをしてもらうという意識をってもらうよう気を付けてほしいという思いがあります。</p>
<p>議長</p>	<p>皆様の方から何かございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請」について受付番号 36 から 39 の 4 件を一括で採決をしたいと思えます。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、受付番号 36 から 39 の 4 件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、申請のとおり証明することに決定されました。</p>

議長	以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。
議長	<p>続いて、会長報告です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月11日 佐賀県農業会議に女性委員登用の講演へ</li> <li>・ 14日 東広島市に女性登用要請へ</li> <li>・ 15日 比和農地パトロール</li> <li>・ 16日 静岡県農業会議へ</li> <li>・ 18日 常設審議会</li> <li>・ 24日 女性委員研修会</li> <li>・ 29日 太陽光現地確認</li> <li>・ 12月1・2日 会長代表者集会</li> </ul> <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>皆様の方から何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。
係長	<p>(その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣保護区の確認</li> <li>・ 第7回役員会</li> <li>・ 農業者年金相談会</li> <li>・ 今後の主な日程</li> </ul> <p>について報告を行った。</p>
議長	皆様の方から何かございませんか。
青才委員	女性農業者と農業委員の意見交換会
堀江委員	<p>広報委員会</p> <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>

議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第9回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時9分)
----	------------------------------------------------------------

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和4年12月5日

議長  
(道下 和子) \_\_\_\_\_

4番委員  
(木村 英宗) \_\_\_\_\_

5番委員  
(三吉 和宏) \_\_\_\_\_